

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年12月17日

見附市長 稲田亮

見附市条例第32号

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見
附市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には
100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に
改める。

第2条 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月
に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改め
る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4
月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。